

12/18
福井

高浜原発 事実上の合格

規制委「新基準に適合」

川内に 続き 再稼働は来春以降

原子力規制委員会は17日の定例会合で、再稼働の前提となる審査を進めている関西電力高浜原発3、4号機について「新規基準に適合している」と結論付けた「審査書」の案を了承した。事実上の審査合格となった。今後、工事計画の審査や運転前の検査、地元同意の手続きなどが必要で、再稼働は来春以降になる見通し。

(2、7、27面に関連記事、8面に審査書案要旨)

東京電力福島第1原発事故対策所を同じ敷地内にあるため、1、2号機を再稼働させる場合は3、4号機であら

ため審査が必要となる。1、2号機は原則40年の運転期間の延長を目指した特別点検を今月1日に始めている。また当初、海抜3・55の敷地に対し2・65の津波を想定していたが、規制委の指摘や計算ミスの発覚を受けて

残る手続き明確に
知事コメント
原子力規制委員会が関西電力高浜原発3、4号機の審査案を了承したことを受け福井県の西川知事は17日、「規制委に残る手続きについて日程を明確にし、遅滞なく進めるべきだ」とのコメントを発した。国に対しては「原子力の重要性を国民に強く訴え、責任あるエネルギー政策を掲げるべき」と注文。関西電力に今後の審査に適切に対応し、安全確保に万全を期すよう求めた。

今後の審査書案作りは、基準地震動が決まっている大飯3、4号機、九州電力玄海3、4号機（佐賀県）、四国電力伊方3号機（愛媛県）を念頭に「相当議論が煮詰まっていることは確か。そう遅くない時期に結論は出る」と述べた。

地元手続き、日程読めず

関西電力高浜原発3、4号機の一部地域が含まれる京都府の動向などもあり「非常にセシティブ(慎重)が必要」との関係者は話す。審査書の決定を基に九州電力川内原発の再稼働に同意した、鹿児島県モデルのようにスムーズに進むかどうかは不透明だ。

同意手続きは2年前の大飯3、4号機の再稼働の流れが基本。立地の高浜町会の議論を受けた町長の意向と、県会の議論、県原子力安全専門委員会の安全性の確認を踏まえた上で知事判断となる。鹿児島県が開いた住民説明会は、高浜町も本県も行わない

「政治決断は選挙後」とみる関係者は少なくない。地元同意の範囲をめぐり、隣府県からの異論が再燃することも予想される。大飯再稼働の際は関西の知事らが慎重姿勢をとり、手続きが一時膠着した。5ヶ県に入る舞鶴市の市長は「立地自治体並みの安全協定を結ばない限り再稼働は認められない」と主張している。(青木伸方)

高浜の審査書が決まるのは意見募集した後の来年1月末か2月上旬の見込み。西川知事は「何かが出れば、すぐに判断しないのが福井県のやり方。県民の安全と信頼

高浜原発の審査書案のポイント
・基準地震動は最大加速度700ガル
・原子炉建屋付近の4階層に活動可能性はない
・津波遡上高(そじょうこう)を最高で海抜約6.5mと想定して防潮堤など整備
・全交流電源喪失に備え、設備を1時間以上動かせる蓄電池を整備
・建屋の水素爆発防止に向け、可搬式の水素濃度測定装置など整備
・放射性物質拡散を抑制するための格納容器への放水砲など整備
・緊急時対策所は1、2号機の原子炉補助室内に設置
・大規模自然災害やテロに備え手続書整備
・3、4号機は新規基準に適合している

同意手続きは2年前の大飯3、4号機の再稼働の流れが基本。立地の高浜町会の議論を受けた町長の意向と、県会の議論、県原子力安全専門委員会の安全性の確認を踏まえた上で知事判断となる。鹿児島県が開いた住民説明会は、高浜町も本県も行わない

同意手続きの日程に影響し

同意手続きの日程に影響し